

福島市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 45 号

福島市税条例施行規則の一部を改正する規則

福島市税条例施行規則（昭和63年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「第6条の2の3」を「第6条の2の4」に改める。

第68条の5第12項中「附則第10条の3第13項」を「附則第10条の3第14項」に改め、同条第13項中「附則第10条の3第14項」を「附則第10条の3第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。